

(案)

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (コロナ特措法)改正に対する意見・要望 — 新型コロナに向き合う生衛業への支援 —

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 大森利夫

◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体 (生活衛生同業組合連合会 16業種)

- ・ 全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国料理業生活衛生同業組合連合会

新型コロナウイルス感染症に向き合う 生活衛生業への支援（意見・要望）

令和3年1月12日
一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

平素、生活衛生業界に対しまして、ご指導、ご支援をいただいておりますことに感謝、御礼を申し上げます。

生活衛生業は、不特定多数のお客様にサービスを提供しているため「新型コロナウイルス感染症」（以下「コロナ」という。）の拡大を防止するために最大限の取り組みを真摯に進めています。

＜生活衛生同業組合の取組＞

- ① コロナ感染予防ガイドラインの策定（業種別 14種類）
- ② 各店舗・施設におけるガイドラインに基づく感染予防策の実践を促進
- ③ 業種別ガイドライン実践状況の確認・指導（チェックシートに基づく巡回指導（各店舗・施設 2回実施））
- ④ 各店舗・施設の事業継続支援に関する情報提供、申請手続きの指導、各種相談事業 等

コロナ禍によって想像を絶する甚大な影響を受けて困惑する生活衛生業界の中で、特に飲食関係業種については、飲食店の全てが感染拡大の原因であるような（飲食店は悪者）イメージが広がっていることに、私どもは大変残念に思っています。私ども組合は、ガイドラインの実践を怠っている店舗には、引き続き指導していく所存です。

この度、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を改正し、緊急事態宣言下において知事の要請等に違反した場合には罰則を適用するなどの検討が行われているとの報道等を見聞きし、飲食関係業界を中心に大変心配しています。

つきましては、次に掲げる生活衛生同業組合の意見、要望等にお応えいただき、中小企業・小規模事業者が中心の生活衛生業の窮状を救済するため、ご指導、ご支援いただきたく衷心よりお願い申し上げます。

1. 飲食店が感染拡大の原因である状況、改善策について詳細を周知

政府においては、コロナ感染、クラスター発生の詳細を明確に把握しているとお聞きしており、飲食店が感染拡大の原因なら、その感染ルートや感染原因の詳細、及び感染防止策の改善指導を周知願いたい。

(個人情報是不必要ですが、ガイドラインの予防策への取組みが不十分であれば、それが原因で現実感染が生じている事例の詳細を事業主や従業員に周知することで、注意喚起と取組の改善が見込まれる。)

個々の感染事例において店舗側が怠っていた感染予防策、また、改善されていれば感染防止できたと指摘される具体的内容等の詳細と改善指導をいただくことで、組合の巡回指導や情報発信機能等によって各事業主、店舗・施設に対して広く周知・指導することが可能です。

2. お客様の感染予防モラル（倫理・道徳）の向上

飲食店が感染拡大の場所となっているケースが多いとしても、組合員である事業主や従業員等からは、お客様の中には感染予防・防止についてのモラルが低い方もおり、飲食店の経営が苦しい中で費用負担してガイドラインを真摯に遵守しようとしても、お客様のご理解、ご協力がなければ感染は防止できないとの多くの声が届いています。

このため、改めて国民に対する感染予防策の啓発を徹底し、日本人の公衆衛生モラルの維持を図っていただきたいと切に願います。

厳しい経営状態の中で真面目に感染防止対策に取り組んでいる飲食業界に働く者、特に、当組合員は、昨今の飲食店イジメに限界を感じておりますし、罰則を科さなければ動かない飲食店と認識されていることにも落胆しています。

お客様の感染予防モラルの向上にも、是非、注力願います。

3. 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正

今般、検討されている特措法の改正内容につきましては、報道や政府のコロナ分科会の資料等により提供される情報から推測するしかありませんが、当組合の意見は次のとおりですので申し述べます。

(1) 都道府県知事の機動性向上

コロナ禍が国内各地でみられる現状で都道府県知事の機動性を向上することは必要であると考えますが、国民の権利や自由について制限を強化することとならないようお願いするとともに、国民生活と密接な関係にある生活衛生業を制限することにより、国民生活に不自由な状態が生じることに十分留意願います。

(2) 罰則制度の新設

知事の権限、機動性を強化した上で、さらに罰則を制定することは不本意ですが、業界の中には強制力のある知事の要請にも従わない事業主が存在することも推測され、真面目に要請に従う者と従わない者の間に不公平感を生じさせないためには営業の自由度を一定程度認めつつ、罰則を制定することは止むを得ないものと考えます。

この場合、刑事罰か行政罰かによって所管、体制が異なり、違反者を特定する体制の確保も課題とされますが、実施に際しては公平性を担保することにご留意願います。

(3) 要請協力者への補償、支援

知事の要請に従って休業、時間短縮営業する場合、要請に従う店舗・施設の売上減少等については補償、支援していただくことが不可欠であることを強く要請します。

この場合、業種や事業規模等によって影響が異なるため、補償金・協力金等の金額は一律とせず、前年・前々年の所得等と比較するなどし、事業主間で不公平とならないよう配慮願います。

また、補償金・協力金の給付に際しては、事務手続きを簡素化するよう強く求めます。

特に、パソコン等のIT機器に不慣れな者への配慮をお願いします。

4. コロナ禍の長期化、自粛要請等に伴う収益減への支援

コロナ禍に伴う生活衛生業界の窮状を支援する政府等による各種施策によって、多くの事業主が助かっており大変感謝しています。

しかしながら、コロナ収束を祈る事業主の思いを超えるコロナ禍の長期化と営業自粛要請への対応等によって、生活衛生業の事業主の手元資金は枯渇してきており、各種支援施策の延長、再開等について早急にご検討・実施いただくようお願いいたします。

① 持続化給付金

令和3年1月15日が申請期限となっていますが、即効性のある支援制度であるため持続化給付金の「再度の給付」、「条件緩和」をお願いします。

② 家賃支援給付金

令和3年1月15日（特段の事情がある場合1月31日）が申請期限となっていますが、事業主にとって固定費である「家賃」は今なお大きな負担となっているため家賃支援給付金の「再度の給付」、また、給付金は店舗・施設毎に算定するなどの「条件緩和」をお願いします。

③ 雇用調整助成金

特例措置の期限が令和3年2月末まで延長されていますが、宿泊業を中心に従業員の維持・確保に苦慮しているため、雇用調整助成金の特例措置について「条件緩和」及び「コロナ収束まで再延長」するようお願いいたします。

④ 融資関係

日本政策金融公庫等によるコロナ関係融資の取扱期限の延長、融資要件の緩和等について、次のとおりお願いいたします。

- 日本政策金融公庫の新型コロナ特別貸付、新型コロナ対策衛経貸付、新型コロナ資本金劣後貸付の取扱期限を令和4年3月末まで延長、及び特別利子補給制度の取扱期限を令和4年12月末申請まで延長
- 民間金融機関の実質無利子貸付の取扱期限を令和4年3月末まで延長

⑤ G o T o キャンペーン

G o T o キャンペーンについて、感染状況を勘案した上で（感染が落ち着いてきた地域から等）早期に再開願いたします。